

# 岐阜県公報

## 目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

一<sup>ページ</sup>

告示

岐阜県税条例施行規則第十二条第三項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務

(税務課)

三

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

三

## 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の十四第六項中「当該自動車の取得価格」を「それぞれ当該各号に掲げる自動車の取得価格」に、「当該自動車取得税」を「当該自動車の取得に係る自動車取得税」に改め、同項第一号中「供されるもの」の下に「（条例附則第十二条の二の四第四項から第六項までの規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「当該自動車の取得」を削り、同項第二号中「当該自動車の取得」を削る。

附則第四条第四項及び第五項を削る。  
第三十二号様式を次のように改める。

第32号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第23条、第25条、第26条、第56条の3、第56条の4、第64条、第64条の2、第64条の3、第77条の4、第82条の19、第82条の24関係)

受 付 印 年 月 日 税事務所長様		住 在 所 地							
		氏 名							
		法人にあつてはその 名称及び代表者氏名							
		この提供書について応答 する係氏名		電話番号					
担 保 ( 保 全 担 保 ) 提 供 書									
担の銭内 保保を容 (証除 保及く 証び 人金の	種 類	名 称	数 量	所 在	価 額	添付書類	摘 要		
						円			
保 証 人	氏 名 ( 名 称 )		住 所 ( 所 在 地 )	年 令	職 業	添付書類	摘 要		
第三者を 提供す る所有 場合	上記の担保提供に同意します。 所有者 氏名 ( 名 称 ) 住所 ( 所在地 )								
金 銭	円								
税 目	課 税 年 度	課 税 番 号	期 別	納期限	税 額	延 滞 金	加 算 金		
					円	法律の規定によ つて計算した額	過小 申告 円	不申告 円	重 円
				・ ・		〃			
				・ ・		〃			
合 計									

- 備考 1 この提供書には、提供する担保が地方税法第16条第1項第1号又は第2号に掲げるもの（国債、地方債、有価証券）である場合には、これを供託して、その供託書の正本を添付すること。ただし、登録国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録した社債、地方債その他の債権については、その登録を受け、登録済通知書又は登録済証を添付し、乙種国債登録簿に登録したものについては、記名国債証券を供託し、その供託書の正本を添付すること。
- 2 地方税法第16条第1項第3号から第5号までに掲げるもの（土地、建物、立木、自動車等）を提供しようとするときは、抵当権設定に必要な文書を添付すること。
- 3 保証人の保証を担保として提供する者は、保証人の保証書を添付すること。
- 4 担保として金銭を提供しようとする者は、これを供託してその供託書を正本に添付すること。
- 5 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第七十一号様式中「平成19年度」を削る。

既設既設車庫等中

車の持出日・警戒区域設定指定解除日  
(該当する場合のみ記載)

を

車の持出日・自動車持出困難区域又は警戒区域解除日  
(該当する場合のみ記載)

に改め、同様は備考欄一号中「警戒区域内」を「自動車持出困難区域又は警戒区域内」に改め、同様は備考欄五号中「車庫」を「車庫等」とし、第三号の次に次の号を加える。

4 「既に地方税法附則第52条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合」欄については、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第52条第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合も記載すること。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

岐阜県告示第七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則(昭和三十一年岐阜県規則第十九号)第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所

指定代理納付者に納付させる歳入

指定代理納付者に歳入を納付させる期間

ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目七番一号

自動車税

平成二十四年五月七日から  
平成二十五年三月三十一日まで

### 訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

総 務 部  
各 県 税 務 所  
自 動 車 税 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程(昭和六十年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中、「第三項、第五項、第六項、第八項若しくは第九項」を「及び第三項」に改める。

別記第一号様式中

「

係長	係員
----	----

」

を

「

係長	係員
----	----

」

に改める。

別記第二号様式中

「

総務課長	課長	係長	係員
------	----	----	----

」

を

「

課長	係長	係員
----	----	----

」

に改

め、同様式備考中「担当」を「係」に改める。

別記第五号の二備考中			別記第五号の三備考中		
総務課長	担当総括	担当	担当課長	係長	係員

に改める。

別記第五号の三備考中「(所属) 課 担当」を「(所属) 担当課長 係長 係員」に改める。

別記第七号備考中				別記第七号備考中			
総務課長	課税課長	担当総括	担当	担当課長	係長	係員	

める。

別記第八号様式中				別記第八号様式中	
総務課長	課税課長	担当総括	担当	担当課長	係

長	係	員
---	---	---

に改める。

別記第十号様式及び別記第十一号備考中

総務課長	課税課長	担当総括	担当	担当課
------	------	------	----	-----

長	係長	係員
---	----	----

に改める。

別記第十三号備考中

総務課長	課税課長	担当総括	担当	担当課長
------	------	------	----	------

係	長	係	員
---	---	---	---

に改める。

別記第十七号備考中

総務課長	課税課長	担当総括	担当	担当課長
------	------	------	----	------

係	長	係	員
---	---	---	---

に「加算額」を「加算金額」に改める。

別記第二十号様式備考に次の一号を加える。

3 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第二十一号備考中

課税課長	担当総括	担当	担当課長	係長
総務課長(出納員)			担当総括	担当
				担当課長(出納員)

係	員
係	長
係	員

に改める。



別記第七十九号様式備考に次の一号を加える。  
3 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第八十号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

担当課長	

係長	係員

に改める。

別記第八十四号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

担当課長	係長	係員

を

員
に改める。

別記第九十二号様式中「(所属) 課 担当」を「(所属) 担当課長」に改める。

別記第九十三号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

担当課長	係長	係員

を

担当総括	担当	係長	係員	に改める。

別記第九十四号様式中

総務課長 (担当)	課税課長	担当総括	担当

担当課長 (担当)	係長

を

係員	に改める。

別記第一百八号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

担当課長	係長	係員

を

員	に改める。

別記第一百十号様式備考に次の一号を加える。  
5 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第一百二十八号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

担当課

を

長	係長	係員

「」

別記第百三十七号様式及び別記第百三十九号様式中

総務課長	課税課長	担当総括

括	担当

を

担当課長	係長	係員

「」

出納員	担当総括

担当

を

出納員	係長	係員

「」

総務課長	課税課長	担当総括	担当

を

担当課長

「」

係長	係員

「」

別記第百四十一号様式中

総務課長 (出納員)	担当総括

を

担当課長 (出納員)	係長

「」

を

別記第百四十八号様式及び別記第百四十九号様式中

総務課長	課税課長	担当総括

括	担当

を

担当課長	係長	係員

「」

別記第百六十一号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

を

担当課長

長	係長	係員

「」

出納員	担当総括	担当

を

出納員

係長	係員

「」

別記第百六十五号様式中「課・担当名」を「課・係名」

総務課長	課税課長	担当総括	担当

を

担当課長	係長	係員

「」

別記第百六十七号様式中

に改める。

別記第七十六号様式、別記第七十六号の三様式、別記第七十七号様式、別記第七十九号様式、別記第八十号様式、別記第八十号の三様式、別記第八十一号様式、別記第八十二号様式、別記第八十二号の二様式及び別記第九十一号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

を

担当課長	係長	係員

に改める。

別記第九十二号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

を

担当課長	係長	係員

に改める。

別記第九十二号の二様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

を

担当
----

担当課長 係長 係員

に改める。

別記第九十三号様式及び別記第九十四号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

を

に改める。

担当課長	係長	係員

別記第九十七号様式、別記第九十九号様式、別記第二百三号様式、別記第二百十

号様式及び別記第二百十二号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

を

に改める。

担当課長	係長	係員

別記第二百五号様式その一及び同様式その二中

総務課長	課税課長	担当総括	担当

を

担当課長 係長 係員



--	--	--	--

に改める。

別記第二百十八号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当
------	------	------	----

を

担当課長
------

に改める。

課長	係長	係員
----	----	----

別記第二百二十号様式及び別記第二百二十一号様式中

担当総括	担当
------	----

を

係長	係員
----	----

に改める。

別記第二百二十五号様式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当
------	------	------	----

を

担当
----

に改める。

課長	係長	係員
----	----	----

別記第二百二十九号様式中

課長	担当総括	担当
----	------	----

を

担当課長	係長
------	----

係員に改める。

別記第二百二十七号様式、別記第二百二十八号の四様式、別記第二百三十八号の五様式、別記第二百四十三号様式、別記第二百四十三号の三様式及び別記第二百四十五号様

式中

総務課長	課税課長	担当総括	担当
------	------	------	----

を

担当課長	係長	係員
------	----	----

に改める。

別記第二百五十号様式中

担当総括	担当
------	----

を

係長	係員
----	----

に改める。

別記第二百六十四号様式及び別記第二百六十六号様式中

総務課長	課税課長	担当
------	------	----

に改める。

担当総括	担当
------	----

を

担当課長	係長	係長
------	----	----

別記第二百七十二号様式及び別記第二百七十二号様式中

係員  
に改める。

「  
係長  
を  
係員  
に改める。」

別記第二百九十八号の二様式中

「  
総務課長  
課税課長  
担当総括  
担当  
を  
担当課長  
係員  
に改める。」

長係員  
に改める。

別記第二百九十九号様式、別記第二百九十九号様式及び別記第三百三十三号様式中

「  
課税  
に改める。」

担当総括  
担当  
を  
担当課長  
係長  
係員  
に改める。」

別記第三百六十六号様式中

「  
総務課長  
課税課長  
担当総括  
担当  
を  
担当課長  
に改める。」

係長係員  
に改める。

附則

- 1 この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

平成二十四年四月一日発行

発行者  
岐阜県

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社